

平成30年度舞鶴市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度舞鶴市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給 水 戸 数	32,100戸
(2)	年 間 総 給 水 量	10,475,500m ³
(3)	1 日 平 均 給 水 量	29,000m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	浄 水 施 設 費	292,319千円
	配 水 施 設 費	845,263千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	水道事業収益		1,979,500千円
第1項	営業収益		1,644,398千円
第2項	営業外収益		335,100千円
第3項	特別利益		2千円
		支 出	
第1款	水道事業費用		1,802,900千円
第1項	営業費用		1,645,000千円
第2項	営業外費用		153,300千円
第3項	特別損失		4,100千円
第4項	予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額750,100千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額61,531千円、建設改良積立金154,475千円、損益勘定留保資金534,094千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第1款	資本的収入		933,900千円
第1項	企業債		584,900千円
第2項	補助金		178,074千円
第3項	出資金		97,153千円
第4項	負担金		73,240千円
第5項	基金収入		532千円
第6項	固定資産売却代金		1千円

支 出

第1款 資本的支出	1,684,000千円
第1項 建設改良費	1,145,943千円
第2項 償還金	408,057千円
第3項 貸付金	30,000千円
第4項 積立金	100,000千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ11,012千円及び29,851千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
建設改良費	千円 584,900	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 382,683千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、18,644千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成30年2月27日 提出

舞鶴市長 多々見 良三